

貸付けの種類	
組合員証 記号番号	

借用証書

金 円也

上記金額を島根県市町村職員共済組合の組合員貸付規則（以下「貸付規則」という。）及び組合員貸付規則施行細則（以下「施行細則」という。）を承知の上、次の条件により借用しました。

- 利率は、年4.36パーセント（災害貸付にあつては年3.63パーセント、在宅介護住宅貸付にあつては年4.10パーセント）とする。
ただし、特例期間における利率は、貸付規則附則第5項に定める利率とする。
また、貸付規則第9条に定める一部負担金を納付しなければならない貸付けの利率は、施行細則第3条の2に定める一部負担金率年0.06パーセントを上記の利率に加えた利率とする。
- 貸付金、利息及び貸付規則第9条に定める貸付けの一部負担金は、貸付規則第14条の規定により平成 年 月から平成 年 月までに所定の償還表により毎月償還又は納付する。
- 借受人に次の事由が生じたときは、理事長からの即時償還命令により期限の利益を失う。
 - 組合員の資格を失ったとき。
 - 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
 - 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
 - その他貸付規則及び施行細則に違反したとき。
- 前項に定める事由のほか、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続があつたときは、何らの通知催告を要せずに期限の利益を失う。
- 借受人は、前2項の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元金及び貸付規則第9条に定める貸付けの一部負担金（以下「未償還元金」という。）を直ちに償還し、又は納付できないときは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第48条及び第115条に基づき、給与、退職手当又は年金等の給付金から未償還元金を弁済する。
- この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず島根県市町村職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。
- この貸付けについて、公正証書を作成する必要が生じ、その作成の要求があつたときは、いかなる場合でもその要求に応ずる。
- 未償還元金の一括償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付けに係る情報を全国市町村職員共済組合連合会に提供することをあらかじめ同意する。

島根県市町村職員共済組合理事長 様

平成 年 月 日

所属所名

借受人 現住所

氏 名